特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長柄町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長柄町長

公表日

令和7年11月10日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務						
①事務の名称	公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的 給付の支給に関する事務						
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。						
②事務の概要	令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金【令和5年10月31日終了】 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追加分)【令和6年3月8日終了】 令和5年度低所得世帯支援給付金(度こども加算)の支給事務【令和6年6月14日終了】 令和5年度低所得世帯支援給付金(均等割りのみ課税世帯)の支給事務【令和6年6月14日終了】 令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給付分)の支給事務 令和6年度低所得世帯支援給付金(新たな住民税非課税世帯等)の支給事務【令和6年10月4日終了】						
	令和6年度低所得世帯支援給付金(非課税世帯3万円・こども2万円)の支給事務【令和7年5月30日 タフ】						
③システムの名称	給付金システム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム・国算定ツール(給付支援サービス機能)・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)						
2. 特定個人情報ファイル	V名						
定額減税補足給付金(調整	給付金・不足額給付分)事業情報ファイル・低所得世帯支援給付金事業情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条						

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	用特定【情報! ·番号》 【情報!	E個人情報の摂 照会の根拠】 法第19条第8号 提供の根拠】	是供に関す 号に基づく <u>3</u>	、を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条 主務省令第2条の表160の項 主務省令第2条の表160の項

5. 評価実施機関における担当部署

定額減税補足給付金の支給事務 税務住民課 低所得世帯支給給付金の支給事務 福祉課
定額減税補足給付金の支給事務 税務住民課長 低所得世帯支給給付金の支給事務 福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先 長柄町役場総務課 千葉県長生郡長柄町桜谷712 0475-35-2111							
9. 規則第9条第2項の適	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		17年6月2日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		令和7年6月2日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

	lander of soul	-1
しきい	118	=

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	Ī				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実績 載されている。	項目評価書 施機関については、そ] それぞれ重点:	項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価。 2) 基礎項目評価。 3) 基礎項目評価。	書及び 書及び	全項目評価書
戦 ご 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	-クシステム:	を通じた入手を関	≩<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供オ	ペットワークシ	ステムを通じた提	供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である 十分である 特定個人情報を含む書類を放] 施錠できる書棚等に	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 保管することを徹底している。		
判断の根拠	また、廃棄書類に特定個人情 これらの対策を講じていること る。		いか、ダブルチェックを行う。 「発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監	査 [O]外部監査		
10. 従業者に対する教育	- 啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正が5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない て不正に使用される な使用等のリスクへ うわれるリスクへの ランステムを通じて目 ランステムを通じて不 い・滅失・毀損リスク	情報との紐付けが行われるリスクへの対策 リスクへの対策 リスクへの対策 の対策 対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 的外の入手が行われるリスクへの対策 にな提供が行われるリスクへの対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
システムにおいて、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う職員が必要最小限となって、 セス制限を設定している。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分であれる。					

変更簡所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月19日	公表日	令和6年6月13日	令和7年2月26日	事前	
令和7年2月19日	事務の概要	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取りり扱う。 定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和6年新たな住民税非課税世帯等)の支給事務	公的給の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の反び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追加分)低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加算)の支給事務(低所得世帯支援給付金(調整給付金)の支給事務(低所得世帯支援給付金(調整給付金)の支給事務(低所得世帯支援給付金(衛和6年度新たな住民稅非課稅世帯等の及給事務(低所得世帯支援給付金(令和6年度非課稅世帯等支援給付金(令和6年度非課稅世帯3万円・こども2万円)の支給事務	事前	
令和7年2月19日	システムの名称	調整給付金処理システム・臨時福祉給付金システム・児童給付金システム・児童給付金システム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム	給付金システム・共通宛名システム・中間サー バー・バックアップシステム	事前	
令和7年2月19日	個人番号の利用 法令上の 根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1(135の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号) 第74条	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事前	
令和7年2月19日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	- 番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条 の4	・番号法第19条第8号 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第 2条の表160の項	事前	
令和7年2月19日	対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年2月19日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年2月19日時点	事前	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実	施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続きにおける特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成25 年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の 規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取 り扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金 (追加分) 低所得世帯支援給付金(令和5年度こども加 算)の支給事務 低所得世帯支援給付金(令和5年度均等割り のみ課税世帯)の支給事務 定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給 付分)の支給事務	事後	
令和7年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの 名称	給付金システム・共通宛名システム・中間サー バー・バックアップシステム	給付金システム・共通宛名システム・中間サーバー・バックアップシステム・国算定ツール(給付支援サービス機能)・マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令平成26 年内閣府・総務省令第5号)第74条	・番号法第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第5号)第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条	事後	
令和7年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条八 号に基づ入用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第 2条の表160の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第162条 [情報照会の根拠]・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 信義提供の根拠]・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和7年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月19日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月19日時点	令和7年6月2日時点	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリス クへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月1日	8. 人の手を介在させる作業 判断根拠		特定個人情報を含む書類を施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと 考える対策 もっとも優先度 が高いと考える対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと 考える対策 当該対策は十分 か		十分である	事後	
令和7年7月1日	11. もっとも優先度が高いと 考える対策 判断根拠		システムにおいて、情報提供ホットワークシステムで情報照会を行う職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追加分)	公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 令和5年度長柄町低所得世帯支援給付金(追加分)(令和6年3月8日終了)令和5年度低所得世帯支援給付金(追加分)(令和6年3月8日終了)令和5年度低所得世帯支援給付金(均等初りの支給事務(令和6年6月14日終了)令和6年度低所得世帯支援給付金(均等割りのみ課税世帯)の支給事務(令和6年6月14日終了)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金・不足額給付分)の支給事務	事後	